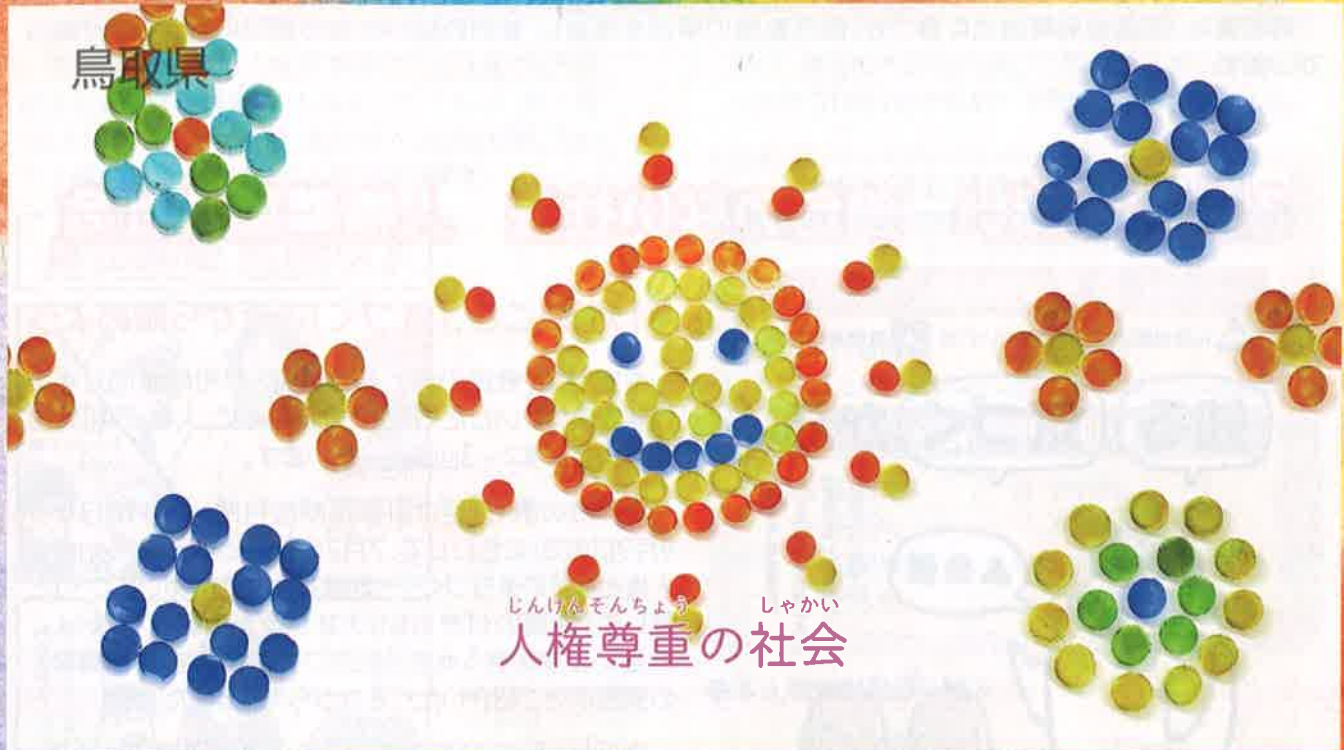


ふらっと

とっとり人権情報誌

第29号

平成30年8月 発行



人権啓発テレビスポット「みんなの願い 差別のない社会 人権尊重の社会」編

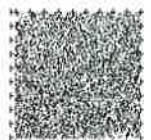
鳥取県はCMを作成し、3月15日～3月31日の間、放送しました。

放送は終了しましたが、現在は鳥取県人権局のYouTubeチャンネル「とっとり人権啓発チャンネル」でご覧いただけます。

部落差別解消法が施行されています	P.2～3
ようこそ “ふらっと”へ	P.4～5
人権擁護委員制度70周年	P.6～7
インターネットと適切に付き合しましょう	P.8～9
地域共生社会の実現を目指す隣保館の取組	P.10
みんなにやさしいUDタクシーを利用しよう!	P.11
人権トピックス	P.12

※SPコード

SPコードとは、文字情報をコード化したもの。読取装置によって文字情報が音声で読み上げられます。



部落差別解消法が施行されています

部落差別は許されないものであるとの認識の下に、部落差別のない社会を実現することを目的として平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消法)が施行されました。

◆◆同和問題とは

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、今なお、日常生活の上でいろいろな差別を受けるなど、日本固有の人権問題です。

◆◆鳥取県の取組

鳥取県は、部落差別解消法に基づき、部落差別の解消を推進し、差別のない社会の実現に向けて取り組んでいます。

みんなの願い 差別のない社会 人権尊重の社会



◆「知る」こと、「気づく」ことから始めよう

本県では、県民の皆さんに人権・同和問題に対する理解を深めていただく機会とするために、人権・同和問題講演会を毎年2~3回開催しています。

今年度の第1回目は、「部落解放月間」(7月10日から8月9日まで)に合わせて、7月26日に「とっとりから始める人権と福祉のまちづくり~地域共生社会をめざして~」と題して、地域の付き合いの中で起きる差別を無くし、お互いが支え合う地域社会をつくる取組を、隣保館などの実践例をご紹介いただきながら考えました。

次回は、平成31年2月頃に開催する予定ですので、ぜひご参加ください。

相談窓口を設置しています。

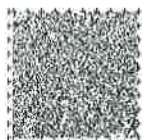
県内3か所に「同和問題・部落差別に関する相談窓口」を設置しています。

同和問題・部落差別に関する相談をはじめ、人権に関する相談に応じます。

地域	担当課・局	住 所	電話番号
東部	県庁人権・同和対策課	鳥取市東町一丁目220	0857-26-7677
中部	中部総合事務所地域振興局	倉吉市東巖城町2	0858-23-3270
西部	西部総合事務所地域振興局	米子市鞆町一丁目160	0859-31-9649

【受付時間】午前8時30分~午後5時(土・日・祝日、12月29日~1月3日を除く)

【メール相談受付】jinkensoudan@pref.tottori.lg.jp



身元調査を しない させない 許さない!

◆◆◆差別意識や偏見に 基づいて行われる身元調査は 人権侵害です

差別意識や偏見に基づき、結婚や就職に際し、本人の知らないところで、その人の出生や経歴などを調べる身元調査は、重大な人権侵害です。

差別のない、真に人権が尊重される社会づくりを
図るため、身元調査を「しない、させない、許さない」というルールを築き、私たち一人ひとりが、改めて人権意識を高めていく必要があります。



◆◆◆「本人通知制度」をご存じですか

本人通知制度は、市町村が、戸籍の謄抄本や住民票の写しなど(以下「住民票の写し等」という。)を本人以外の第三者に交付した場合に、そのことを本人に通知する制度です。

県内の市町村はすべてこの制度を導入していますが、この通知を受けるためには、智頭町及び江府町を除き、事前に市町村の窓口で登録しておく必要があります(詳細は各市町村へお問い合わせください)。

「本人通知制度」市町村の取組

平成 30 年 6 月時点

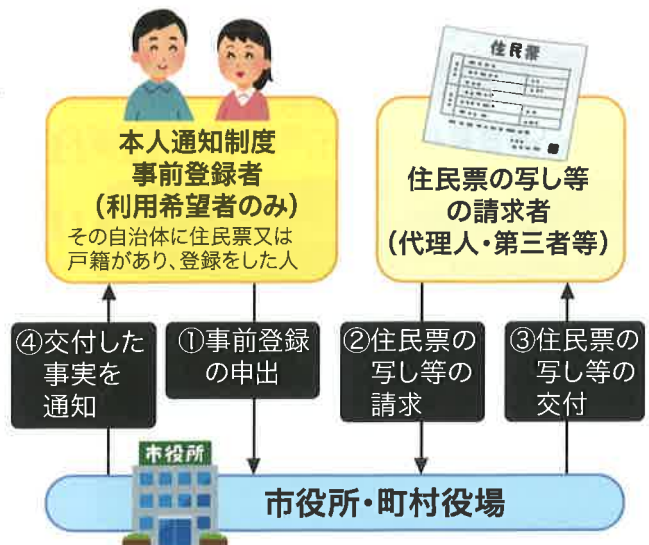
事前登録不要

- 智頭町
- 江府町

登録期間無期限

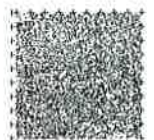
- 鳥取市
- 倉吉市
- 岩美町
- 八頭町
- 湯梨浜町
- 琴浦町
- 北栄町
- 伯耆町

●本人通知制度の仕組み



問合せ先

県庁総務部人権局人権・同和対策課
TEL 0857-26-7073
FAX 0857-26-8138



ようこそ “ふらっと” へ



鳥取県立人権ひろば21“ふらっと”では、図書(専門書からコミックまで幅広く所蔵)やDVDの貸出、人権啓発パネルや作品の展示も行っています。音楽が流れる心地良い空間で、ゆっくりひとときを過ごしてみませんか?

こんなことに使えます! ふらっと交流スペース!!

人権に関する本・DVDの利用

〈利用方法について〉

- ①直接来館して貸出・返却
- ②宅配便で貸出・返却
(片道送料ご負担ください)
- ③最寄りの市町村図書館で貸出・返却

※①または②で利用の場合は、個人または団体での利用登録をお願いします。詳しくはホームページをご覧くださいか、お問い合わせください。



所蔵書籍

約 6000 冊

所蔵ビデオ・DVD

約 400 本

	個人	団体
書籍 (貸出期間)	10冊まで (2週間)	50冊まで (4週間)
ビデオ・DVD (貸出期間)	2本まで (2週間)	2本まで (2週間)

お問合せ専用ダイヤル (0857)-27-2010

パネル展・作品展

毎月、人権啓発パネル展や県内特別支援学校の生徒のみなさんの作品展を開催しています。



鳥取県立琴の浦高等特別支援学校
生徒作品展(平成30年7月)

これからの展示スケジュール

8月

「いっしょに学ぼう!障がいのある人の人権」
パネル展

9月

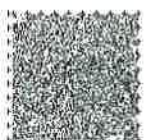
認知症啓発パネル展

10月

ユニセフ
「長谷部誠選手が見た、感じた
『レジリエンス』パネル展」

11月

児童虐待防止についてのパネル展



■ 学習会などの開催

「ふらっとでミニ学習会」 開催者の募集

交流スペースを使って、講演会などを開催することができます。また、開催費用として上限10万円を利用できる場合があります。

詳細はお問い合わせください。



平成29年度ミニ学習会の様子(依存症と人権)



人権に関わるグループ活動の打合せや定例会などに使えます。

人権に関する研修会や学習の場として、ご利用ください。



多目的トイレ/キッズコーナーも設置されているので、お子様を連れてお気軽にお出かけください。



毎月第4金曜日10:30~11:30は
絵本の読み聞かせとお話し会を開催しています。

開館時間:午前9時から午後5時
休館日:祝日、年末年始、蔵書点検日(年1回)

無料上映会開催!!

前作を超える感動ドキュメンタリー
大ヒット映画『うまれる』シリーズ第2作

『ずっと、いっしょ。』(字幕付き)

★上映会日程★

11月22日(木)……10時(ママさんタイム)
託児あり
11月23日(金・祝)…①10時②13時半



使えます!

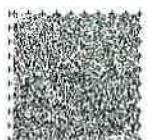
鳥取県立人権ひろば21“ふらっと”

〒680-0846 鳥取市扇町21

TEL 0857-27-2010 FAX 0857-21-1714

メール furatto@tottori-jinken.org

ホームページ <http://jinkentottori.wix.com>



～あなたの街の相談パートナー～

人権擁護委員制度 70周年

皆さんは「人権擁護委員」をご存じですか？今年是人権擁護委員制度が創設されて70周年です。鳥取県においては、平成30年4月1日現在、131名の人権擁護委員が活動しています。

人権擁護委員ってどんな人？

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき法務大臣から委嘱を受けて活動している民間ボランティアです。人権擁護委員は、地域の皆さんから**人権相談**を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害による**被害者の救済**をしたり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような**啓発活動**を、日々、地域の中で行っています。

人権擁護委員制度のあゆみ

人権擁護委員制度は、昭和23年7月17日に公布・施行された人権擁護委員令によって誕生しました。

昭和24年6月1日には、同令の廃止とともに人権擁護委員法が施行され、現在の人権擁護委員制度が確立しました（ちなみに、この6月1日を「人権擁護委員の日」としています）。

人権擁護委員の数は、創設当初は非常に少数でしたが、現在では約14,000人となっており、全国に人権擁護委員の活動が浸透するに至っています。人権擁護委員は、民間の中にあって、弱い立場にある人の心に寄り添い、創意工夫をこらして、地道な活動を積み重ねてきました。



啓発活動を行う人権擁護委員



人権相談～ひとりで悩まないで

人権擁護委員の活動の一つである人権相談は、法務局、地方
法務局又はその支局等で行っています。相談は無料で、相談に
ついての秘密は厳守します。

いじめ、差別、虐待など、ひとりで悩まず人権擁護委員に御相談
ください。

また、電話やインターネットによる相談も受け付けています。



人権イメージキャラクター
「人KENまもる君」



人権イメージキャラクター
「人KENあゆみちゃん」

◆鳥取県内の法務局・支局

	局 名	所在地・電話
東 部	鳥取地方法務局人権擁護課	鳥取市東町2丁目302番地 (TEL:0857-22-2289)
中 部	鳥取地方法務局倉吉支局	倉吉市駄経寺町2丁目15番地 (TEL:0858-22-4108)
西 部	鳥取地方法務局米子支局	米子市旗ヶ崎2丁目10番地12号 (TEL:0859-22-6161)

◆電話相談

みんなの人権110番



ゼロ ゼロ みんな の ひゃく とお ばん
0570-003-110

子どもの人権110番

(通話料無料)



ゼロ ゼロ なな の ひゃく とお ばん
0120-007-110

女性の人権ホットライン



ゼロ ナナ ゼロ の ハートライン
0570-070-810

◆インターネット相談(24時間受付)

パソコン、ケータイ・スマホから (<http://www.jinken.go.jp/>)

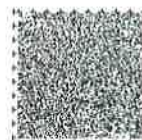


人権擁護委員として活動しませんか

あなたも、人権擁護委員として地域に貢献しませんか。興味を持たれた方は、下記の問合せ先にご連絡く
ださい。

問合せ先

鳥取地方法務局人権擁護課
TEL 0857-22-2289



インターネットと適切に

近年、インターネットに接続できる電子メディアが広く普及し、コミュニケーションの輪が広がる一方で、他人への中傷やインターネット上でのいじめなどの書き込みがされることもあります。また、インターネット利用の低年齢化が進み、大人だけでなく子どもたちもトラブルに巻き込まれてしまう現状があります。

インターネット上でトラブルにならないために気をつけたいこと

インターネットには、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)や掲示板など、コミュニケーションの輪を広げることのできる機能があり、その利用が急速に拡大しています。しかし、利用する中で、安易な書き込みによりほかの人の心を傷つけてしまうことがあります。インターネットの特性を知り、起こり得るトラブルについて学び、モラルやルールを守って利用することが大切です。

インターネットの特性

世界中に
公開されます。

一度載せると
取り消すことは
できません。

情報は
信頼できるものとは
かぎりません。

このような特性を理解して、次のようなことに気をつけましょう。

誹謗中傷や侮辱・無責任なうわさを書き込まない

根拠の有無にかかわらず、他人の名誉を傷つけ、おとしめるような書き込みをしないようにしましょう。また、SNSや掲示板で他人になりすまして、誹謗中傷などの書き込みをする「なりすまし投稿」によるトラブルも起きています。お互いを尊重した行動をとりましょう。



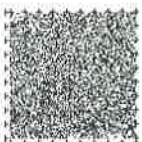
写真の掲載は慎重にしよう

スマートフォン等で撮影した写真には、位置情報が記録されるため、どこで撮影したかを特定することが可能です。そのため、SNSに掲載すると学校や自宅などの場所が流出したり、情報が悪用されたりする場合があります。そこで、SNS上に掲載する際には、位置情報が記録されない設定にする等、慎重な対応が必要です。また、他人が写った写真を載せる場合には、必ず許可を得てから載せるようにしましょう。



無料通話アプリやメールでのやりとりに注意しよう

無料通話アプリでのやりとりはみんなで会話しているような気持ちになったり、スタンプを送りあったりしてとても楽しく便利に使うことができます。しかし、文字数が少ないために正確に伝わらないことから誤解が生まれたり、相手の都合を考えず、すぐ返信がくることを期待して、返信が遅いことでトラブルに発展したりすることもあります。



付き合いましょう



夢中になってやめられなくなるサービスがあります

インターネットのサービスの中には、夢中になるようなサービスがたくさんあります。使い始めるとなかなかやめられなくなり、依存になる可能性がありますので、使う時間などのルールを決めることが大切です。

問合せ先

鳥取県教育委員会事務局社会教育課
TEL 0857-26-7943 FAX 0857-26-8175

もしもの時や、困ったときの相談窓口

●インターネットを利用した犯罪にあったら

鳥取県警察本部	警察相談専用電話	#9110 (IP電話不可) または 0857-27-9110
	サイバー犯罪対策課	0857-23-0110 (代表) k_haiteku@pref.tottori.lg.jp

●契約や請求の内容に疑問を感じたら

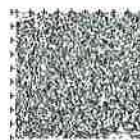
消費者ホットライン(全国統一ダイヤル)		188(局番なし)
鳥取県消費生活センター消費生活相談室	東部(県庁第2庁舎2階)	0857-26-7605
	中部(倉吉交流プラザ2階)	0858-22-3000
	西部(米子コンベンションセンター4階)	0859-34-2648

●ネットいじめに悩んだら

24時間子供SOSダイヤル(全国統一ダイヤル)		0120-0-78310(無料)
いじめ・不登校総合対策センター	いじめ110番	0857-28-8718
	いじめ相談専用メール	ijime@kyoiku-c.torikyo.ed.jp
人権・同和対策課	こどもいじめ相談窓口	0857-29-2115 ijime-soudan@pref.tottori.lg.jp
法務局	子どもの人権110番	0120-007-110(無料、IP電話不可、平日8:30~17:15)

鳥取県ではこんな取組もしています

- 研修会等への「ケータイ・インターネット教育推進員」の派遣
- インターネットによるいじめや誹謗中傷、犯罪被害から子どもたちを守るため、学校非公式サイト等への書き込みに対する監視
- インターネット上の部落差別に関する書き込みの調査



地域共生社会の実現をめざす隣保館の取組

～とっとりから始まる人権と福祉のまちづくり～

地域共生社会の実現に向けた鳥取市の人権福祉センター（隣保館）の取組について、鳥取市中央人権福祉センターにうかがいました。

Q1 最近、「地域共生社会」ということをよく聞きますが、どういう社会のことですか。

A1 地域共生社会とは、「制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すもの」（厚生労働省）とされています。

Q2 「地域共生社会」の実現と隣保館の取組との関係は？

A2 この「地域共生社会」実現の構想は、まさに隣保館がこれまですすめてきた『人権と福祉のまちづくり』そのものだと言えます。

人に寄り添い、人と人、人と資源をつなぎ、差別や排除のない地域をつくるための活動をとおして隣保館が培ってきたノウハウを活かすことで、地域共生社会の実現に向けた豊富な取組ができると考えています。



Q3 地域共生社会をめざす隣保館の実践を紹介してください。

A3 こども食堂を核とした“地域食堂”を増やす取組を積極的に行っています。

地域食堂は、子どもだけでなく高齢者や障がい者をはじめ、様々な人が集い、交流が生まれる地域の居場所となるところです。

これまで民間団体による地域食堂（こども食堂）の立上げや運営を支援しており、現在までに市内17か所で運営され、今後新たな開設も見込まれています。

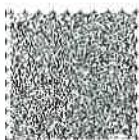
また、新たにこども食堂に相談支援員を派遣する取り組みを開始しました。これは困難な課題を抱える子どもやその家族を早めに把握し、世帯全体への包括的支援をさらに充実させることを目的としています。これらの活動の中心的役割を市内の各隣保館が担っています。

さらに、鳥取市中央人権福祉センターでは、これらの食堂の運営団体やそれを支援する団体で構成する「地域食堂ネットワーク」の事務局を務めています。

次号では、地域食堂ネットワークの具体的な取組について紹介します。

問合せ先

鳥取市中央人権福祉センター
TEL 0857-24-8241 FAX 0857-24-8067
Email : jin-chuo@city.tottori.lg.jp



みんなにやさしい UDタクシーを利用しよう!

鳥取県は、日本財団と連携して、誰もが移動しやすい新たな地域交通のモデルづくりを進めています。

- 県内の小型タクシーの約半数がUDタクシー(2018年3月から)
- 今年度中に県内すべてのタクシードライバーがユニバーサルドライバー研修受講予定
- タクシー乗り場案内整備など、UDタクシーを利用しやすい環境の整備

◆ UDタクシー(ユニバーサルデザインタクシー)とは

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というコンセプトのもと、車いすを利用されている方、ご高齢の方、妊婦さん、小さなお子様連れの方はもちろん、大きな荷物をお持ちの方など、どなたでも快適にご利用いただける、みんなにやさしいタクシーです。

従来の福祉タクシーのように車いすを利用している人や介護が必要な方に限られた「予約制専用タクシー」ではありませんので、街中で呼び止めてどなたでも気軽に利用することができます。

運賃は
一般のタクシー(小型)
と同じ

黄色の
車体が
目印です



広いドア・手すり
ステップもついて
乗り降りしやすい



車いすのままでも
乗り降りできます



※4名様まで乗車できます。(または、車いすの方を含め3名)

【UDタクシー乗り場案内整備】

JR主要駅(鳥取駅、米子駅、境港駅)等の交通機関を中心に整備済み。
今後、集客施設、病院等に整備予定。

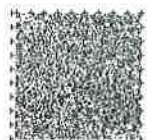


タクシー利用に関する問合せ先

各タクシー会社へお問い合わせください

日本財団と連携したUDタクシー
導入事業に関する問合せ先

県庁地域振興部交通政策課
TEL 0857-26-7641
FAX 0857-26-8107



性的マイノリティ(LGBT)研修会開催

演題／LGBTってなんだろう ～お互いを受け入れられる社会を目指して～(仮)

講師／マダム ボンジュール・ジャンジさん(コミュニティセンターaktaセンター長)

西部会場

日時／平成30年11月15日(木) 午後1時30分から3時30分まで
場所／米子市文化ホール メインホール(米子市末広町293)

東部会場

日時／平成30年11月16日(金) 午後1時30分から3時30分まで
場所／県庁講堂(鳥取市東町1-220)

参加費無料、
申込み不要、
どなたでもご参加
いただけます。

○問合せ先／県庁人権・同和对策課(TEL:0857-26-7121 FAX:0857-26-8138)

県民企画による人権啓発活動

子どもの人権を考えるVOL.2 ～社会的弱者の人権を考えるシンポジウム～

基調報告

子どもを取り巻く危険な現状から、子どもの人権を守るために
報告者／村尾 嘉昭さん(NPO法人鳥取社会生活サポートセンター理事長)

シンポジウム

それぞれの立場から「人権」に関しての提言をいただきます
発表者／河原清夫さん(権利擁護の立場から)
千坂雅浩さん(薬物依存症リハビリ現場の立場から)
河本充弘さん(法的見地の立場から)

参加費無料、
申込み不要、
どなたでもご参加
いただけます。

日時／平成30年10月27日(土) 午後2時から4時まで
場所／とりぎん文化会館 第1会議室(鳥取市尚徳町101-5)

○問合せ先／NPO法人鳥取社会生活サポートセンター(TEL:0857-22-3993)

～アイヌの方々からの様々なご相談をお受けします～

日常生活でお困りのこと、嫌がらせ、差別など何でもご相談ください。

相談専用電話

アイヌの方々のための専用フリーダイヤル
0120-771-208

受付／月曜日～金曜日(※祝日、12/29-1/3を除く)
時間／午前9時～午後5時

相談無料

匿名可

秘密厳守

公益財団法人 人権教育啓発推進センター
〒105-0012
東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル 4階

◆本相談事業は、(公財)人権教育啓発推進センターが、厚生労働省の生活相談充実事業により実施するものです。

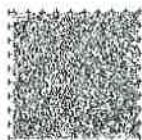


視覚障がいのある方へ

当冊子の点字版を作成しています。
県庁県民課、各総合事務所、各市町村人権担当課、
県人権文化センター、県男女共同参画センター、県立
図書館、点字図書館で閲覧いただけますので、ご活用
ください。

アンケートにご協力ください!

今後の本誌作成の参考とさせていただくため、本誌に
関するご意見・ご感想をお寄せください。



発
行

県庁総務部人権局 人権・同和对策課

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
TEL:0857-26-7590 FAX:0857-26-8138
E-mail : jinken@pref.tottori.lg.jp
http://www.pref.tottori.lg.jp/jinken/



QRコードからアクセス